

代表者・所属支部等の変更に関する規程

(商号の変更)

第1条 個人から法人に組織を変更する場合は、変更届書（様式入第2号-1）を所属支部に提出し、支部長の進達により理事会に報告しなければならない。

2 商号の変更と併せて代表者の変更をする場合は、第2条2項に定める手続きを経て理事会の承認を得なければならない。

(代表者等の変更)

第2条 会員が法人の場合は、発行済み株式総数の過半数を有する者の変更等、実質的経営権を有する者に変更があった場合には、ただちに、所属支部に決算書等を添えて変更届書（様式入第2号-1）を提出しなければならない。支部長は支部役員会の意見を取り纏めた副申を添えて理事会に進達し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人の代表者を変更する場合は、その代表者と前代表者との間に同一性があることを証する書類を添えて所属支部に変更届書（様式入第2号-1）を提出しなければならない。支部長は支部役員会の意見を取り纏めた副申を添えて理事会に進達し、理事会の承認を得なければならない。

上記以外であっても、代表者の変更が明らかに正当性があると認められる場合は、上記と同様に取り扱うものとする。

(企業合併)

第3条 それぞれが会員である2以上の企業が合併した場合は、合併を証する書類を所属支部に提出し、支部長の進達により理事会に報告しなければならない。

2 会員と非会員である2以上の企業が合併した場合（会員が自社の子会社・関連会社等を吸収合併したときを除く）に於いて、合併後の企業が会員として存続するには、合併を証する書類を所属支部に提出しなければならない。支部長は支部役員会の意見を取り纏めた副申を添えて理事会に進達し、理事会の承認を得なければならない。

(企業買収)

第4条 会員又は会員の代表者が会員である企業の発行済み株式総数の過半数を取得した場合（以下、「企業買収」という）は、所属支部に関係書類を提出し支部長の進達により理事会に報告しなければならない。

上記において、被買収の企業が会員として存続するには、第2条1項に定める手続きを経なければならない。

2 会員又は会員の代表者が非会員である企業を企業買収した場合は、所属支部に関係書類を提出し、支部長の進達により理事会に報告しなければならない。

上記において、それぞれの企業が存続し、非会員であった企業が会員になろうとする場合は、新規入会の手続きを行わなければならない。

3 非会員が会員である企業を企業買収した場合に於いて、被買収企業が会員として存続するには、第2条1項に定める手続きを経なければならない。

(所在地の変更)

第5条 会員が本社（本店）所在地を変更する場合は、所属支部に変更届書（様式入第2号-1）を提出し、支部長の進達により理事会に報告しなければならない。

(所属支部の変更)

第6条 会員が所属支部を変更しようとするときは、事前に当該支部の承認を得た上で所属支部に変更届を提出しなければならない。支部長は支部役員会の意見を取り纏めた副申を添えて理事会に進達し、理事会の承認を得なければならない。

(支社・営業所)

第7条 会員が所属支部の管轄する地域外に支社（支店）・営業所等を設置し、その地を管轄する支部にも併せて所属しようとする場合は、当該支部の承認を得た後、支部長の進達により理事会の承認を得なければならない。

付 則

- (1) この規程は、平成28年9月9日、第3回理事会において承認、同日より施行。
- (2) この規程の一部改正は、平成30年3月9日第6回理事会において承認、同日より施行。